

6月から児童手当制度の一部が改正されます

改正点 1 現況届の原則廃止

毎年6月中に求めている現況届の提出が不要となります。

ただし、次の①～③に当てはまる受給者は現況届などの提出が必要です。

①離婚協議中で配偶者と別居している受給者

②配偶者からの暴力などにより、住民票を本市以外の市区町村に置き、本市から児童手当を受給している受給者

③その他、本市から提出の案内があった受給者

※該当する場合、案内を送付します。

※提出がない場合は、手当を受給できません。

改正点 2 所得上限限度額の新設

児童手当または特例給付を受けていたかで、毎年6月の所得審査時に、前年中の所得が所得上限限度額以上となっていた場合は、受給資格が消滅となり手当は支給されません。

所得が所得上限限度額未満となった場合は、改めて申請が必要です。

給与所得に係る税額の決定通知書または納税通知書を受け取った翌日から15日以内に申請してください。

※所得とは、給与収入の場合は給与所得控除後の金額、事業所得の場合は総収入から必要経費を控除した金額をいいます。審査では、所得から一律8万円を、さらに雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、障害者控除、特別障害者控除、寡婦・寡夫控除、勤労学生控除を控除した金額を使用します。

※扶養親族などの数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除く。）並びに扶養親族などでない児童で、前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族などの数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族などが同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。

扶養親族などの数	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額(万円)	収入額の目安(万円)	所得額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622	833.3	858	1071
1人	660	875.6	896	1124
2人	698	917.8	934	1162
3人	736	960	972	1200
4人	774	1002	1010	1238
5人	812	1040	1048	1276

改正点 3

各変更届の追加

次のような場合に、新たに変更届が必要となります。

届出が必要なとき	申請書	届出時に必要なもの
請求者の所得が所得上限限度額未満になったとき	児童手当認定請求書	請求書名義の振込先金融口座が確認できるもの（通帳、キャッシュカードの写し）
配偶者の住所、氏名が変わったとき	児童手当住所・氏名等変更届	—
退職、就職などにより受給者の加入している公的年金が変わったとき		受給者の健康保険証
離婚などにより配偶者を有しなくなったとき		—
婚姻などにより配偶者を有するようになったとき		—

問合せ 子育て支援課 子育て給付担当 ☎ 0480(92)1111 内線 153・155

子育てを地域で応援しています

ファミリーサポートセンター 会員募集中!

ファミサポってなに?

育児の援助を受けたいかた（依頼会員）と行いたいかた（協力会員）が、お互い会員となり、一時的に子どもを預かる会員組織です。市では、平成18年に開設され、現在は、約440名の依頼会員と約80名の協力会員が在籍しています。

協力会員はどんなことをするの?

- ・保育施設などへの送迎
- ・学校の放課後、児童クラブ終了後の預かり
- ・習い事の送迎
- ・保護者の外出時の預かりなど



入会説明会

- 日時** ▶ 毎月第3土曜日 午前10時～11時
- 会場** ▶ はびすしらおか2階会議室
- 対象** ▶ 協力会員… 市内在住の20歳以上の健康なかた
※説明会の後に1時間の事前研修があります。
依頼会員… 市内在住・在勤の1歳～小学6年生の子どもと同居している親族のかた
※保護者の就労の有無は問いません。
- 申込** ▶ 子育て支援センター・東児童館窓口または電話で。

- 日程が合わないかたは、個別に説明会を行います（要予約）。
- 説明会に参加している間、1歳児以上を対象とした保育サービスがあります（要予約）。



依頼会員利用料金	
月～金曜日（午前7時～午後7時）	700円／1時間
上記以外の時間及び土・日曜日、祝日、年末年始	800円／1時間

白岡市ファミリー・サポート・センター
〒349-0215 白岡市千駄野445
はびすしらおか2階（子育て支援センター・東児童館内）
☎0480(92)7389